

周南市市税条例の一部を改正する条例制定について

周南市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 1 月 25 日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市市税条例の一部を改正する条例

周南市市税条例(平成 15 年周南市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

附則第 33 条第 1 項中「この条において」を「この項において」に、「」については「」がある場合には、特例損失金額(同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について「に、
「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成 24 年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成 23 年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成 23 年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>第 1 条～第 32 条 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第 33 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額 (以下この条において「特例損失金額」という。) については、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分</p> <hr/> <p>の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかったものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</p> <p>3 第 1 項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額 (以下この条において「親族資産損失額」という。) があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用につ</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条～第 32 条 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第 33 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額 (以下この項において「特例損失金額」という。) がある場合には、特例損失金額 (同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。) について、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p>(削る)</p> <p>2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額 (以下この項において「親族資産損失額」という。) があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用について</p>

<p>いては、平成 23 年において生じなかったものとみなす。</p> <p>4 <u>第 1 項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>は、<u>当該親族資産損失額が生じた年</u>において生じなかったものとみなす。</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p>
---	--